

北広島町通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～



平成26年7月

北広島町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省（平成24年5月30日付け24ス学健第6号）から都道府県教育委員会を経て「通学路の交通安全の確保について」通知がありました。これを受け、北広島町では町教育委員会、町道路管理者、山県警察署、県建設事務所等と連携し小学校における通学路の緊急合同点検を行いました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「北広島町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「北広島町通学路安全推進会議」を設置します。

（構成員）

- ・北広島町教育委員会
- ・学校関係者（小学校代表者、PTA代表者）
- ・北広島町建設課
- ・山県警察署
- ・広島県西部建設事務所安芸太田支所

（推進体制）

多様な主体が連携して児童生徒の登下校時の安全を確保していきます。

- （ア）北広島町教育委員会は、各校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
- （イ）道路管理者（広島県西部建設事務所安芸太田支所、北広島町建設課）は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。
- （ウ）山県警察署は、児童生徒の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締などに取り組みます。
- （エ）学校は、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全計画や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。
- （オ）PTAは、通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育などを行います。

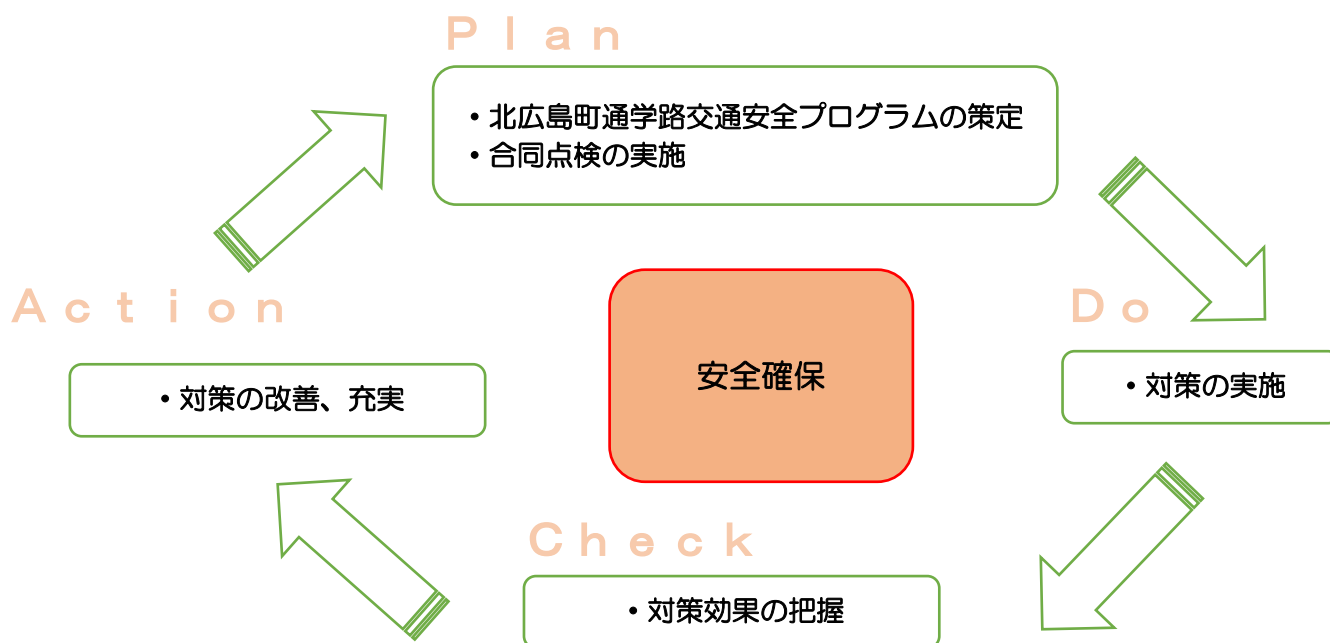
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



【スケジュール】

時期	取組内容	備考
6月	通学路にかかる点検箇所への報告について(依頼)	教育委員会⇒学校
7月	各学校からの報告集約	学校⇒教育委員会
8～9月	合同点検の実施 ・対策方法の検討	通学路安全推進会議構成員
10～11月	通学路安全推進会議 ・施策の検討 ・対策依頼 ・対策効果の把握 ・対策の改善、充実	通学路安全推進会議構成員
12～	対策実施	関係諸機関
4月	通学路の危険箇所と対策結果の公表	建設課・教育委員会

(2) 具体的な取組内容

○合同点検の実施

- ・町内小学校9校及び中学校4校から報告を受けた危険箇所について、緊急を要する箇所や新規要望箇所等の一斉点検を行う。

○施策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵設置などのハード対策や交通規制や交通安全教育などのソフト対策など、効率的・効果的である具体的な実施メニューを検討します。

○施策の実施

- ・対策が円滑に進むよう関係者間で連携します。

○対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認します。

○対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 箇所図、箇所一覧の公表

- ・学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策箇所位置図」及び「通学路危険箇所対策一覧」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策箇所位置図

別添② 通学路危険箇所対策一覧

平成29年3月 一部改正